

厚生労働省和歌山労働局発表
令和 3年 1月 18日

厚生労働省 和歌山労働局
職業安定部 職業対策課
課 長 福岡 信一
課 長 補 佐 神山 高幸
地方障害者雇用担当官 森脇 稔
電話 073-488-1161

※令和3年3月5日、一部の数値を訂正

令和2年 障害者雇用状況の集計結果について

～和歌山の民間企業における実雇用率は過去最高の2.53%～

和歌山労働局（局長 ^{いけだ}池田 ^{ますみ}真澄）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和2年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> （法定雇用率2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数2,364.5人、対前年3.0%（69.0人）増加
- ・実雇用率は2.53%と前年より0.07ポイント上昇（全国第8位・近畿第2位）
- ・法定雇用率達成企業の割合は61.6%（前年比0.5ポイント低下）
（全国第12位・近畿第2位）

<公的機関> （法定雇用率2.5%及び2.4%） ※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年を上回る。

- ・2.5%の法定雇用率が適用される和歌山県の機関
雇用障害者数は112.0人（93.5人）、実雇用率2.41%（2.08%）
- ・2.5%の法定雇用率が適用される市町村等の機関
雇用障害者数は327.5人（267.5人）、実雇用率2.40%（2.32%）
- ・2.4%の法定雇用率が適用される県及び一定の市町村の教育委員会
雇用障害者数は174.0人（161.0人）、実雇用率2.22%（2.13%）
- ・国立大学法人等（法定雇用率2.5%）
雇用障害者数は44.5人（39.0人）、実雇用率 2.79%（2.45%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は 2,364.5人で、前年より69人（前年比3.0%）増加した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 1,396.0人（対前年比0.25%増）、知的障害者は659.5人（同5.0%増）、精神障害者は309.0人（同12.4%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸びが大きかった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.53%（前年は2.46%）、法定雇用率達成企業の割合は、61.6%（同62.1%）と低下した。

〔総括表 1、詳細表 1 (1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業で679.5人（前年は554.0人）、100～300人未満規模企業で925.5人（同895.0人）、300～500人未満で147.0人（同219.0人）、500～1,000人未満で101.0人（同144.0人）、1,000人以上で511.5人（同483.5人）と、45.5～100人未満、100～300人未満及び1,000人以上規模の区分で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満規模企業で2.86%（前年は2.53%）、100～300人未満で2.50%（同2.44%）、300～500人未満で2.08%（同2.76%）、500～1,000人未満で1.95%（同2.06%）、1,000人以上で2.49%（同2.41%）となった。
なお、民間企業全体の实雇用率2.53%（同2.46%）と比較すると、45.5～100人未満規模企業が実雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人～100人未満規模企業で61.1%（前年は59.5%）、100～300人未満で63.1%（同65.7%）、300～500人未満で52.6%（同62.5%）、500～1,000人未満で37.5%（同45.5%）、1,000人以上で87.5%（同85.7%）となり、45.5～100人未満及び1,000人以上規模の区分で前年より増加した。

〔詳細表 1 (2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「運輸業、郵便業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」及び「医療、福祉」の業種が前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「製造業」（2.28%）、「運輸業、郵便業」（2.32%）、「宿泊業、飲食サービス業」（2.38%）「生活関連サービス業、娯楽業」（4.63%）、「医療、福祉」（3.25%）、「サービス業」（4.36%）が法定雇用率を上回っている。

〔詳細表 1 (3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和2年の法定雇用率未達成企業は237社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が75.9%となっている。
- ・ 障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は138社であり、未達成企業に占める割合は、58.2%となっている。

〔詳細表1（5）〕

2 地方公共団体における在職状況

（1）和歌山県の機関（法定雇用率2.5%）

和歌山県の機関に在職している障害者の数は112.0人で、前年より19.8%（18.5人）増加しており、実雇用率は2.41%と前年に比べ0.33ポイント上昇した。

〔総括表2（1）、詳細表2（1）・4（1）〕

（2）市町村等の機関（法定雇用率2.5%）

市町村等の機関に在職している障害者の数は327.5人で、前年より22.4%（60.0人）増加しており、実雇用率は2.40%と前年に比べ0.08ポイント上昇した。

47機関中、31機関が達成。

〔総括表2（2）、詳細表2（2）・4（3）〕

（3）和歌山県教育委員会及び市町村の一定の教育委員会（法定雇用率2.4%）

2.4%の法定雇用率が適用される和歌山県教育委員会及び市町村の一定の教育委員会に在職している障害者の数は174.0人で、前年より8.1%（13.0人）増加しており、実雇用率は2.22%と前年に比べ0.09ポイント上昇した。

〔総括表2（3）、詳細表2（3）・4（2）〕

3 独立行政法人等における雇用状況

○ 国立大学法人等の機関（法定雇用率2.5%）

国立大学法人等の機関に在職している障害者の数は、44.5人で、前年より14.1%（5.5人）増加し、実雇用率は2.79%と前年に比べ0.34ポイント上昇した。

〔総括表3、詳細表3・4（4）〕

総 括 表

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	93,607.0 人	2,364.5 人	2.53 %	380 / 617	61.6 %
	[2,204 人]	[2,204 人]			
	(93,449.5 人)	(2,295.5 人)	(2.46 %)	(385 / 620)	(62.1 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 和歌山県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	4,654.5 人	112.0 人	2.41 %	1 / 3	33.3 %
	[84.0]	[84.0]			
	(4,504.0 人)	(93.5 人)	(2.08 %)	(1 / 2)	(50.0 %)
和歌山県知事部局	4,193.0 人	101.0 人	2.41 %	0 / 1	0.0 %
	[76 人]	[76 人]			
	(4,096.5 人)	(83.5 人)	(2.04 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
和歌山県警察本部	414.5 人	11.0 人	2.65 %	1 / 1	100.0 %
	[8 人]	[8 人]			
	(407.5 人)	(10.0 人)	(2.45 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
和歌山県議会事務局	47.0 人	0.0 人	0.00 %	0 / 1	0.0 %
	[0.0 人]	[0.0 人]			
	(— 人)	(— 人)	(— %)	(—)	(— %)

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村等の機関	13,632.0 人	327.5 人	2.40 %	31 / 47	66.0 %
	[269 人]	[269 人]			
	(11,507.5 人)	(267.5 人)	(2.32 %)	(32 / 45)	(71.1 %)

※市町村の機関で未達成があった機関のうちの1機関は令和2年12月31日までに達成済み。

(3) 和歌山県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	7,855.5 人	174.0 人	2.22 %	2 / 3	66.7 %
	[125 人]	[125 人]			
	(7,544.5 人)	(161.0 人)	(2.13 %)	(2 / 3)	(66.7 %)
和歌山県教育委員会	7,132.0 人	152.5 人	2.14 %	0 / 1	0.0 %
	[111 人]	[111 人]			
	(7,028.5 人)	(148.0 人)	(2.11 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
市町村教育委員会	723.5 人	21.5 人	2.97 %	2 / 2	100.0 %
	[14 人]	[14 人]			
	(516.0 人)	(13.0 人)	(2.52 %)	(2 / 2)	(100.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況

(4) 国立大学法人等の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	1,595.5 人 (1,589.0 人)	44.5 人 [35 人] (39.0 人)	2.79 % (2.45 %)	2 / 2 (1 / 2)	100.0 % (50.0 %)
国立大学法人等	1,595.5 人 (1,589.0 人)	44.5 人 [35 人] (39.0 人)	2.79 % (2.45 %)	2 / 2 (1 / 2)	100.0 % (50.0 %)

- 注 1 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
① 平成29年6月2日以降に採用された者であること
② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

{	一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%] （45.5人 [50人] 以上規模の企業） 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%] 〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕
---	---
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
 （40人 [43.5人] 以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
 （42人 [45.5] 以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

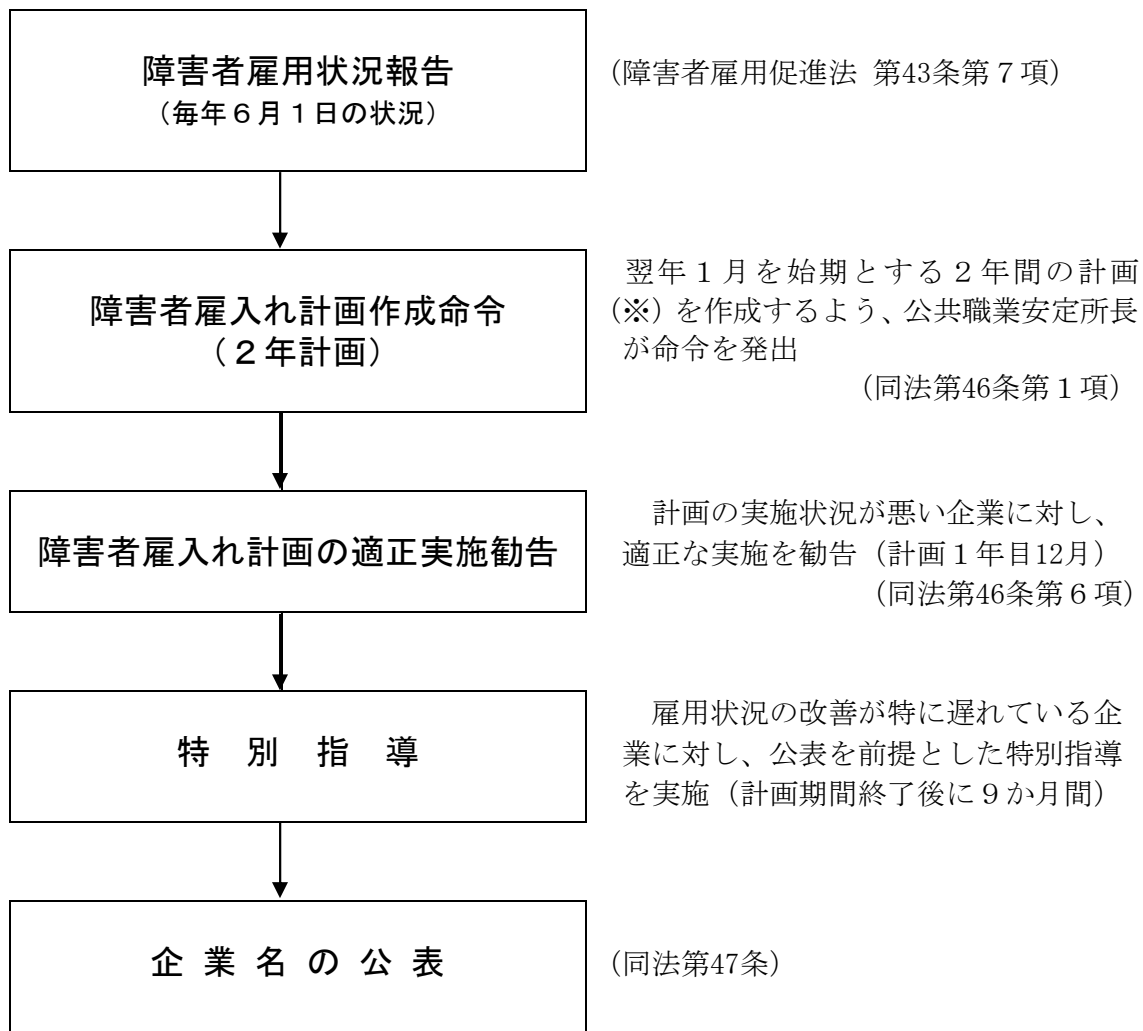
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注2, 3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業	企業 617 (620)	人 93,607.0 (93,449.5)	人 384 (392)	人 117 (117)	人 1,256 (1,168)	人 447 (453)	人 2,364.5 (2,295.5)	人 239.5 (212.0)	% 2.53 (2.46)	企業 380 (385)	% 61.6 (62.1)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注2)	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者(注2)	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
民間企業	人 2,364.5 (2,295.5)	人 341 (341)	人 74 (71)	人 566 (571)	人 148 (137)	人 1,396.0 (1,392.5)	人 96.0 (91.5)	人 43 (51)	人 43 (46)	人 419 (365)	人 223 (230)	人 659.5 (628.0)	人 70.5 (62.5)	人 192 (167)	人 155 (151)	人 79 (65)	人 309.0 (275.0)	人 73.0 (58.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成29年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成29年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 617 (620)	93,607.0 (93,449.5)	384 (392)	117 (117)	1,256 (1,168)	447 (453)	2,364.5 (2,295.5)	239.5 (212.0)	2.53 (2.46)	企業 380 (385)	61.6 (62.1)
45.5～ 100人未満	企業 357 (336)	23,744.0 (21,858.5)	102 (84)	32 (33)	399 (303)	89 (100)	679.5 (554.0)	90.0 (62.0)	2.86 (2.53)	企業 218 (200)	61.1 (59.5)
100～ 300人未満	225 (242)	37,069.0 (36,644.0)	170 (165)	34 (34)	468 (456)	167 (150)	925.5 (895.0)	95.0 (87.0)	2.50 (2.44)	142 (159)	63.1 (65.7)
300～ 500人未満	19 (24)	7,064.0 (7,925.0)	20 (47)	5 (6)	94 (108)	16 (22)	147.0 (219.0)	18.0 (20.5)	2.08 (2.76)	10 (15)	52.6 (62.5)
500～ 1000人未満	8 (11)	5,174.5 (6,998.5)	21 (32)	5 (7)	49 (67)	10 (12)	101.0 (144.0)	2.5 (6.5)	1.95 (2.06)	3 (5)	37.5 (45.5)
1,000人以上	8 (7)	20,555.5 (20,023.5)	71 (64)	41 (37)	246 (234)	165 (169)	511.5 (483.5)	34.0 (36.0)	2.49 (2.41)	7 (6)	87.5 (85.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	2,364.5 (2,295.5)	341 (341)	74 (71)	566 (571)	148 (137)	1,396.0 (1,392.5)	96.0 (91.5)	43 (51)	43 (46)	419 (365)	223 (230)	659.5 (628.0)	70.5 (62.5)	192 (167)	155 (151)	79 (65)	309.0 (275.0)	73.0 (58.0)
45.5～ 100人未満	679.5 (554.0)	84 (62)	19 (19)	163 (133)	31 (34)	365.5 (293.0)		18 (22)	13 (14)	145 (103)	38 (39)	213.0 (180.5)		55 (37)	56 (57)	38 (30)	101.0 (80.5)	
100～ 300人未満	925.5 (895.0)	154 (147)	22 (18)	238 (250)	60 (44)	598.0 (584.0)		16 (18)	12 (16)	125 (119)	79 (78)	208.5 (210.0)		71 (66)	62 (49)	34 (21)	119.0 (101.0)	
300～ 500人未満	147.0 (219.0)	18 (44)	3 (5)	40 (59)	9 (11)	83.5 (157.5)		2 (3)	2 (1)	32 (26)	5 (8)	40.5 (37.0)		20 (21)	4 (5)	2 (2)	23.0 (24.5)	
500～ 1000人未満	101.0 (144.0)	21 (29)	1 (3)	35 (45)	2 (3)	79.0 (107.5)		0 (3)	4 (4)	4 (10)	5 (6)	10.5 (23.0)		10 (12)	3 (3)	0 (0)	11.5 (13.5)	
1,000以上	511.5 (483.5)	64 (59)	29 (26)	90 (84)	46 (45)	270.0 (250.5)		7 (5)	12 (11)	113 (107)	96 (99)	187.0 (177.5)		36 (31)	30 (37)	7 (12)	54.5 (55.5)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)						
産業計	企業 617 (620)	人 93,607.0 (93,449.5)	人 384 (392)	人 117 (117)	人 1,256 (1,168)	人 447 (453)	人 2,364.5 (2,295.5)	人 239.5 (212.0)	% 2.53 (2.46)	企業 380 (385)	% 61.6 (62.1)	
農、林、漁業	企業 1 (1)	人 65.0 (46.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	% 0.00 (0.00)	企業 0 (0)	% 0.0 (0.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	2 (1)	163.0 (62.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.61 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	15 (14)	1,278.5 (1,145.5)	5 (4)	0 (0)	14 (11)	0 (0)	24.0 (19.0)	3.0 (0.0)	1.88 (1.66)	8 (7)	53.3 (50.0)	
製造業	177 (180)	23,728.5 (23,688.0)	98 (108)	21 (16)	301 (286)	44 (41)	540.0 (538.5)	54.5 (51.5)	2.28 (2.27)	110 (119)	62.1 (66.1)	
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (2)	244.5 (249.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	0.41 (0.40)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	9 (9)	1,572.0 (1,554.5)	8 (10)	0 (0)	15 (11)	3 (3)	32.5 (32.5)	3.5 (7.0)	2.07 (2.09)	6 (6)	66.7 (66.7)	
運輸業、郵便業	52 (48)	5,438.5 (5,042.5)	25 (24)	4 (4)	68 (62)	8 (8)	126.0 (118.0)	12.5 (7.5)	2.32 (2.34)	32 (27)	61.5 (56.3)	
卸売業、小売業	75 (74)	20,884.5 (20,926.0)	48 (50)	45 (44)	216 (213)	166 (167)	440.0 (440.5)	32.5 (35.0)	2.11 (2.11)	33 (38)	44.0 (51.4)	
金融業、保険業	6 (6)	4,252.5 (4,333.0)	20 (24)	4 (3)	45 (41)	1 (2)	89.5 (93.0)	7.0 (1.0)	2.10 (2.15)	3 (3)	50.0 (50.0)	
不動産業、物品賃貸業	8 (8)	1,315.0 (1,431.0)	2 (2)	0 (0)	11 (14)	4 (2)	17.0 (19.0)	0.0 (1.0)	1.29 (1.33)	2 (2)	25.0 (25.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	4 (5)	318.0 (375.0)	1 (1)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	5.0 (4.0)	0.0 (0.0)	1.57 (1.07)	2 (1)	50.0 (20.0)	
宿泊業、飲食サービス業	20 (21)	1,887.0 (1,948.0)	6 (3)	1 (0)	26 (24)	12 (17)	45.0 (38.5)	5.5 (7.0)	2.38 (1.98)	15 (11)	75.0 (52.4)	
生活関連サービス業、娯楽業	15 (18)	1,910.0 (2,017.0)	11 (13)	1 (1)	64 (68)	3 (7)	88.5 (98.5)	3.0 (16.5)	4.63 (4.88)	9 (11)	60.0 (61.1)	
教育、学習支援業	10 (8)	890.0 (805.0)	2 (4)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	6.0 (11.0)	2.0 (2.0)	0.67 (1.37)	3 (4)	30.0 (50.0)	
医療、福祉	179 (177)	21,853.0 (21,514.0)	113 (104)	21 (27)	377 (312)	172 (175)	710.0 (634.5)	83.0 (71.5)	3.25 (2.95)	127 (126)	70.9 (71.2)	
複合サービス事業	12 (13)	4,316.5 (4,382.0)	20 (18)	2 (2)	40 (44)	7 (8)	85.5 (86.0)	6.5 (2.0)	1.98 (1.96)	6 (5)	50.0 (38.5)	
サービス業	30 (35)	3,500.5 (3,931.0)	25 (27)	15 (17)	75 (79)	27 (23)	153.5 (161.5)	26.5 (10.0)	4.39 (4.11)	24 (25)	80.0 (71.4)	

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	2,364.5 (2,295.5)	341 (341)	74 (71)	566 (571)	148 (137)	1,396.0 (1,392.5)	96.0 (91.5)	43 (51)	43 (46)	419 (365)	223 (230)	659.5 (628.0)	70.5 (62.5)	192 (167)	155 (151)	79 (65)	309.0 (275.0)	73.0 (58.0)
農、林、漁業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	24.0 (19.0)	5 (4)	0 (0)	12 (9)	0 (0)	22.0 (17.0)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
製造業	540.0 (538.5)	91 (102)	14 (10)	160 (156)	18 (15)	365.0 (377.5)		7 (6)	7 (6)	80 (75)	18 (16)	110.0 (101.0)		51 (50)	18 (15)	10 (5)	65.0 (60.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	1.0 (1.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	32.5 (32.5)	8 (10)	0 (0)	12 (9)	1 (1)	28.5 (29.5)		0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1.5 (0.5)		2 (2)	1 (1)	0 (0)	2.5 (2.5)	
運輸業、郵便業	126.0 (118.0)	25 (24)	4 (3)	57 (57)	6 (8)	114.0 (112.0)		0 (3)	0 (57)	4 (3)	2 (0)	5.0 (4.0)		3 (2)	4 (0)	4 (0)	7.0 (2.0)	
卸売業、小売業	440.0 (440.5)	38 (33)	27 (25)	72 (73)	59 (56)	204.5 (192.0)		10 (17)	18 (19)	111 (103)	87 (89)	192.5 (200.5)		25 (25)	28 (34)	8 (12)	43.0 (48.0)	
金融業、保険業	89.5 (93.0)	20 (24)	4 (3)	25 (25)	1 (2)	69.5 (77.0)		0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	7.0 (7.0)		11 (7)	2 (2)	2 (2)	13.0 (9.0)	
不動産業、物品賃貸業	17.0 (19.0)	2 (2)	0 (0)	8 (11)	2 (0)	13.0 (15.0)		0 (0)	0 (0)	3 (3)	1 (1)	3.5 (3.5)		0 (0)	1 (1)	0 (0)	0.5 (0.5)	
学術研究、専門・技術サービス業	5.0 (4.0)	0 (0)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	3.0 (2.0)		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
宿泊業、飲食サービス業	45.0 (38.5)	4 (2)	1 (0)	11 (12)	6 (9)	23.0 (20.5)		2 (1)	0 (0)	11 (11)	2 (4)	16.0 (15.0)		2 (0)	6 (5)	2 (1)	6.0 (3.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	88.5 (98.5)	2 (3)	1 (0)	4 (7)	0 (0)	9.0 (13.0)		9 (10)	0 (1)	55 (54)	3 (6)	74.5 (78.0)		5 (6)	0 (2)	0 (1)	5.0 (7.5)	
教育・学習支援業	6.0 (11.0)	2 (4)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6.0 (10.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (1)	0 (0)	0 (0)	0.0 (1.0)	
医療、福祉	710.0 (634.5)	108 (100)	13 (19)	137 (136)	38 (30)	385.0 (370.0)		5 (4)	8 (8)	121 (84)	99 (101)	188.5 (150.5)		75 (56)	79 (80)	44 (36)	136.5 (114.0)	
複合サービス事業	85.5 (86.0)	16 (14)	1 (1)	27 (29)	2 (2)	61.0 (59.0)		4 (4)	1 (1)	9 (10)	4 (4)	20.0 (21.0)		4 (5)	1 (2)	0 (0)	4.5 (6.0)	
サービス業	153.5 (161.5)	20 (19)	6 (7)	38 (45)	15 (14)	91.5 (97.0)		5 (8)	9 (10)	14 (13)	6 (8)	36.0 (43.0)		14 (13)	15 (9)	9 (8)	26.0 (21.5)	

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 52 年	687		1.74		70.5	
53	652	△ 35	1.69	△ 0.05	67.0	△ 3.5
54	675	23	1.72	0.03	66.8	△ 0.2
55	635	△ 40	1.69	△ 0.03	66.2	△ 0.6
56	716	81	1.82	0.13	65.0	△ 1.2
57	735	19	1.86	0.04	67.4	2.4
58	694	△ 41	1.79	△ 0.07	69.5	2.1
59	704	10	1.83	0.04	68.0	△ 1.5
60	725	21	1.89	0.06	68.5	0.5
61	735	10	1.85	△ 0.04	65.5	△ 3.0
62	732	△ 3	1.84	△ 0.01	64.5	△ 1.0
63	769	37	1.88	0.04	65.0	0.5
平成 元 年	792	23	1.89	0.01	67.7	2.7
2	806	14	1.90	0.01	65.0	△ 2.7
3	860	54	1.90	0.00	65.2	0.2
4	894	34	1.91	0.01	64.4	△ 0.8
5	942	48	1.93	0.02	64.2	△ 0.2
6	924	△ 18	1.93	0.00	63.7	△ 0.5
7	900	△ 24	1.90	△ 0.03	62.6	△ 1.1
8	948	48	1.95	0.05	61.9	△ 0.7
9	963	15	1.96	0.01	62.5	0.6
10	981	18	2.02	0.06	62.8	0.3
11	969	△ 12	1.95	△ 0.07	55.8	△ 7.0
12	978	9	1.96	0.01	52.2	△ 3.6
13	942	△ 36	1.93	△ 0.03	51.4	△ 0.8
14	965	23	1.96	0.03	51.8	0.4
15	993	28	1.95	△ 0.01	52.5	0.7
16	1,078	85	1.94	△ 0.01	53.7	1.2
17	1,135	57	2.01	0.07	51.7	△ 2.0
18	1,159.0	24.0	2.01	0.00	53.3	1.6
19	1,147.5	△ 11.5	1.99	△ 0.02	53.8	0.5
20	1,221.5	74.0	1.98	△ 0.01	53.5	△ 0.3
21	1,267.5	46.0	2.02	0.04	59.6	6.1
22	1,251.5	△ 16.0	1.92	△ 0.10	62.4	2.8
23	1,386.5	135.0	1.82	△ 0.10	58.9	△ 3.5
24	1,525.5	139.0	1.89	0.07	60.6	1.7
25	1,734.5	209.0	2.03	0.14	57.2	△ 3.4
26	1,752.5	18.0	2.06	0.03	57.0	△ 0.2
27	1,822.5	70.0	2.16	0.10	61.7	4.7
28	2,066.5	244.0	2.41	0.25	64.7	3.0
29	1,978.5	△ 88.0	2.25	△ 0.16	62.1	△ 2.6
30	2,172.0	193.5	2.36	0.11	58.7	△ 3.4
令和 元 年	2,295.5	123.5	2.46	0.10	62.1	3.4
2	2,364.5	69.0	2.53	0.07	61.6	△ 0.5

注

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）(※)

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	237 (100.0%)	180 (75.9%)	32 (13.5%)	12 (5.1%)	8 (3.4%)	5 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	138 (58.2%)
45.5-100人未満	139 (100.0%)	136 (97.8%)	3 (2.2%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	124 (89.2%)
100-300人未満	83 (100.0%)	42 (50.6%)	27 (32.5%)	8 (9.6%)	6 (7.2%)	0 (0.0%)	— —	— —	— —	14 (16.9%)
300-500人未満	9 (100.0%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	3 (33.3%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	— —	— —	0 (0.0%)
500-1000人未満	5 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.15	0.04	48.6	0.6	49,956	102,698
北海道	2.35	0.08	50.9	0.5	1,900	3,734
青森	2.30	0.01	54.1	△1.0	536	991
岩手	2.28	0.01	57.0	0.4	582	1,021
宮城	2.17	0.06	51.4	1.0	786	1,529
秋田	2.25	0.11	63.8	3.4	491	769
山形	2.11	0.02	53.6	0.4	508	947
福島	2.16	0.05	55.7	1.0	811	1,456
茨城	2.19	0.05	52.1	1.7	853	1,637
栃木	2.18	0.11	57.4	1.1	732	1,276
群馬	2.16	0.02	56.6	0.6	887	1,567
埼玉	2.30	0.08	49.5	0.7	1,729	3,494
千葉	2.12	0.01	51.9	0.3	1,362	2,626
東京	2.04	0.04	32.5	0.5	7,049	21,680
神奈川	2.13	0.04	47.4	0.9	2,280	4,815
新潟	2.17	0.05	59.0	1.2	1,160	1,966
富山	2.13	0.05	56.9	0.8	601	1,057
石川	2.35	0.07	56.4	△0.3	621	1,101
福井	2.44	0.09	58.9	1.8	435	739
山梨	2.05	0.02	56.2	0.2	349	621
長野	2.25	0.08	58.8	0.7	1,009	1,715
岐阜	2.17	0.00	54.5	△0.8	880	1,616
静岡	2.19	0.04	52.3	0.6	1,603	3,064
愛知	2.08	0.06	47.2	1.0	3,027	6,407
三重	2.28	0.02	59.0	0.7	722	1,224
滋賀	2.29	0.01	56.2	0.5	497	885
京都	2.24	0.01	53.1	0.5	1,005	1,893
大阪	2.12	0.04	43.8	0.7	3,674	8,396
兵庫	2.21	0.05	50.9	△0.1	1,771	3,481
奈良	2.83	0.04	62.5	2.7	424	678
和歌山	2.53	0.07	61.6	△0.5	380	617
鳥取	2.37	0.09	63.0	4.4	298	473
島根	2.59	0.10	68.0	△1.5	395	581
岡山	2.44	△0.01	53.6	0.8	789	1,471
広島	2.25	0.07	49.0	0.9	1,155	2,356
山口	2.61	0.02	58.6	1.0	561	958
徳島	2.22	△0.04	62.7	1.9	326	520
香川	2.08	0.03	55.7	0.0	486	873
愛媛	2.29	0.07	52.8	△0.9	557	1,055
高知	2.40	0.04	62.7	1.2	334	533
福岡	2.18	0.06	52.8	2.2	2,086	3,954
佐賀	2.65	0.04	68.9	0.2	417	605
長崎	2.61	0.07	62.7	1.4	638	1,017
熊本	2.35	0.03	58.9	2.0	758	1,288
大分	2.55	△0.03	60.8	△1.5	531	874
宮崎	2.52	0.07	63.6	0.6	538	846
鹿児島	2.44	0.04	62.0	1.6	792	1,278
沖縄	2.74	0.08	62.2	2.9	631	1,014

詳細表

2 地方公共団体の機関における在職状況

(1) 和歌山県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の割合	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 3 (2)	4,654.5 (4,504.0)	29 (24)	4 (4)	49 (41)	2 (1)	112.0 (93.5)	18.0 (18.0)	2.41 (2.08)	機関 1 (1)	33.3 (50.0)
和歌山県知事部局	機関 1 (1)	4,193.0 (4,096.5)	26 (21)	3 (3)	45 (38)	2 (1)	101.0 (83.5)	18.0 (13.0)	2.41 (2.04)	機関 0 (0)	0.0 (0.0)
和歌山県警察本部	1 (1)	414.5 (407.5)	3 (3)	1 (1)	4 (3)	0 (0)	11.0 (10.0)	0.0 (5.0)	2.65 (2.45)	1 (1)	100.0 (100.0)
和歌山県議会事務局	1 (-)	47.0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0.0 (-)	0.0 (-)	0.00 (-)	0 (-)	0.0 (-)

【2(1)①表の注】

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当するものについては、1人とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成29年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5	g. うち新規雇用分
計	112.0 (93.5)	29 (24)	4 (4)	24 (23)	2 (1)	77.0 (75.5)	11.0 (12.0)	0 (0)	0 (0)	18 (12)	0 (0)	18.0 (12.0)	5.0 (6.0)	7 (6)	0 (0)	0 (0)	7.0 (6.0)	2.0 (0.0)
和歌山県知事部局	101.0 (83.5)	26 (21)	3 (3)	21 (21)	2 (1)	77.0 (66.5)	11.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	18 (12)	0 (0)	18.0 (12.0)	5.0 (6.0)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	6.0 (5.0)	2.0 (0.0)
和歌山県警察本部	11.0 (10.0)	3 (3)	1 (1)	3 (2)	0 (0)	10.0 (9.0)	0.0 (5.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)
和歌山県議会事務局	0.0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0.0 (-)	0.0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0.0 (-)	0.0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0.0 (-)	0.0 (-)

【2(1)②表の注】

- 注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である。短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するの当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
① 平成29年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	機関 47 (45)	人 13,632.0 (11,507.5)	人 69 (62)	人 9 (5)	人 170 (132)	人 21 (13)	人 327.5 (267.5)	人 60.0 (24.5)	% 2.40 (2.32)	機関 31 (32)	% 66.0 (71.1)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
市町村の機関	人 327.5 (267.5)	人 67 (60)	人 7 (4)	人 103 (91)	人 9 (4)	人 248.5 (217.0)	人 37.0 (16.0)	人 2 (2)	人 2 (1)	人 18 (15)	人 8 (6)	人 28.0 (23.0)	人 6.0 (4.5)	人 46 (24)	人 7 (5)	人 3 (2)	人 51.0 (27.5)	人 17.0 (4.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 和歌山県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 3 (3)	7,855.5 (7,544.5)	50 (47)	1 (0)	72 (67)	2 (0)	174.0 (161.0)	53.0 (34.0)	2.22 (2.13)	機関 2 (2)	66.7 (66.7)
和歌山県教育委員会	機関 1 (1)	7,132.0 (7,028.5)	42 (42)	1 (0)	67 (64)	1 (0)	152.5 (148.0)	45.5 (31.0)	2.14 (2.11)	機関 0 (0)	0.0 (0.0)
市町村教育委員会	2 (2)	723.5 (516.0)	8 (5)	0 (0)	5 (3)	1 (0)	21.5 (13.0)	7.5 (3.0)	2.97 (2.52)	2 (2)	100.0 (100.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
計	174.0 (161.0)	50 (47)	1 (0)	45 (43)	2 (0)	147.0 (137.0)	32.0 (20.0)	0 (0)	0 (0)	7 (9)	0 (0)	7.0 (9.0)	6.0 (6.0)	20 (15)	0 (0)	0 (0)	20.0 (15.0)	15.0 (8.0)
和歌山県教育委員会	152.5 (148.0)	42 (42)	1 (0)	40 (40)	1 (0)	125.5 (124.0)	24.5 (17.0)	0 (0)	0 (0)	7 (9)	0 (0)	7.0 (9.0)	6.0 (6.0)	20 (15)	0 (0)	0 (0)	20.0 (15.0)	15.0 (8.0)
市町村教育委員会	21.5 (13.0)	8 (5)	0 (0)	5 (3)	1 (0)	21.5 (13.0)	7.5 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

詳細表

3 国立大学法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	法人 2 (2)	人 1,595.5 (1,589.0)	人 11 (8)	人 1 (1)	人 20 (21)	人 3 (2)	人 44.5 (39.0)	人 17.0 (11.0)	% 2.79 (2.45)	法人 2 (1)	% 100.0 (50.0)
国立大学法人等	2 (2)	1,595.5 (1,589.0)	11 (8)	1 (1)	20 (21)	3 (2)	44.5 (39.0)	17.0 (11.0)	2.79 (2.45)	2 (1)	100.0 (50.0)

[3 ①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成29年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 () 内は令和元年6月1日現在の数値である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	うち新規雇用分
計	人 44.5 (39.0)	人 11 (8)	人 1 (1)	人 6 (6)	人 2 (2)	人 30.0 (24.0)	人 11.0 (5.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4 (3)	人 0 (0)	人 4.0 (3.0)	人 1.0 (0.01)	人 10 (11)	人 1 (1)	人 0 (1)	人 10.5 (12.0)	人 5.0 (6.0)
国立大学法人等	44.5 (39.0)	11 (8)	1 (1)	6 (6)	2 (2)	30.0 (24.0)	11.0 (5.0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (3.0)	1.0 (0.01)	10 (11)	1 (1)	0 (1)	10.5 (12.0)	5.0 (6.0)

[3 ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 e欄の職員とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
① 平成29年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④e欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 () 内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

4 公的機関の状況

(1) 和歌山県知事部局の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	4,654.5	112.0	2.41	4.0	
和歌山県知事部局	4,193.0	101.0	2.41	3.0	
和歌山県警察本部	414.5	11.0	2.65	0.0	
和歌山県議会事務局	47.0	0	0	1.0	

(2) 和歌山県等教育委員会の状況(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,855.5	174.0	2.22	18.5	
和歌山県	7,132.0	152.5	2.14	18.5	
和歌山市教育委員会	545.0	15.5	2.84	0.0	
海南市教育委員会	178.5	6.0	3.36	0.0	

(3) 和歌山県内市町村等の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	13,632.0	327.5	2.40	32.5	
和歌山市	2,494.0	68.5	2.75	0.0	
海南市	718.5	21.0	2.92	0.0	
橋本市	847.0	21.0	2.48	0.0	
有田市	444.5	6.0	1.35	5.0	
御坊市	281.0	7.0	2.49	0.0	特例認定あり 注4
田辺市	912.0	26.5	2.91	0.0	
新宮市	573.5	14.0	2.44	0.0	
紀の川市	467.0	11.0	2.36	0.0	
岩出市	395.0	6.0	1.52	3.0	
紀美野町	201.0	4.5	2.24	0.5	注5
かつらぎ町	248.0	6.0	2.42	0.0	特例認定あり 注4
九度山町	119.0	0.0	0.00	2.0	
高野町	131.0	2.0	1.53	1.0	
湯浅町	200.5	9.0	4.49	0.0	
広川町	104.5	3.5	3.35	0.0	
有田川町	430.5	8.0	1.86	2.0	
美浜町	73.0	2.0	2.74	0.0	
日高町	69.5	1.0	1.44	0.0	
日高川町	183.5	2.5	1.36	1.5	
由良町	64.0	2.0	3.13	0.0	
みなべ町	133.0	3.0	2.26	0.0	
印南町	84.0	2.0	2.38	0.0	
白浜町	242.0	4.0	1.65	2.0	
上富田町	204.5	4.0	1.96	1.0	
すさみ町	134.5	2.0	1.49	1.0	
串本町	391.5	12.0	3.07	0.0	
那智勝浦町	459.0	7.0	1.53	4.0	
太地町	135.0	3.0	2.22	0.0	
古座川町	80.0	1.0	1.25	1.0	
和歌山市企業局	266.0	7.0	2.63	0.0	
田辺市水道事業	50.0	1.0	2.00	0.0	
国民健康保険野上厚生病院	159.0	7.0	4.40	0.0	
公立那賀病院経営事務組合	177.5	4.0	2.25	0.0	

伊都郡町村及び橋本市 老人福祉施設事務組合	68.0	2.0	2.94	0.0
御坊市外五ヶ町病院経営 事務組合	397.5	10.0	2.52	0.0
御坊日高老人福祉施設 事務組合	246.0	10.0	4.07	0.0
公立紀南病院組合	404.0	11.5	2.85	0.0
東牟婁郡町村新宮市 老人福祉施設事務組合	78.0	1.0	1.28	0.0
御坊広域行政事務組合	51.5	2.0	3.88	0.0
海南海草老人福祉施設 事務組合	61.0	1.0	1.64	0.0
紀南地方老人福祉施設 事務組合	91.5	2.0	2.19	0.0
田辺市教育委員会	260.5	3.0	1.15	3.0
橋本市教育委員会	129.5	1.0	0.77	2.0
新宮市教育委員会	148.0	1.5	1.01	1.5
有田市教育委員会	85.0	2.0	2.35	0.0
岩出市教育委員会	93.0	0.0	0.00	2.0
広川町教育委員会	45.5	2.0	4.40	0.0

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成29年6月2日以降に採用された者または平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 注5の機関について
紀美野町は、令和2年12月31日時点で障害者数5.5人、実雇用率2.70%、不足数0.0となっている。

(4)国立大学法人等の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	1,595.5	44.5	2.79	0.0	
国立大学法人和歌山大学	380.5	13.5	3.55	0.0	
公立大学法人 和歌山県立医科大学	1,215.0	31.0	2.55	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間労働者である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。